

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第36号

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(償還等) 第14条 (略) 2 (略) 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 <u>法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第14条 (略) 2 (略) 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 <u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

(健康福祉部健康福祉課)